

障害者手帳をお持ちの方は公共施設の使用料が減額されます

●減額の範囲

使用料の半額を減額します。

●対象者

障害者手帳をお持ちの方（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）。

介護者は1人まで。

障がい者団体の減額については事前の登録が必要です。登録は障害福祉課（第三庁舎1階）で受け付けます。※減額となる団体…障がい者または障がい者を扶養する者が過半数を占める団体。

●減額の手順

施設利用の申込み時に、各施設で本人が障害者手帳を提示してください。

また、介護者は介護している旨を申し出てください。

障がい者団体は障害福祉課で発行する団体登録証を提示してください。

※まんまるよやく(インターネット等の予約案内システム)で予約した場合は、施設利用の前までに手帳、減額団体登録証を提示してください。

※なお、各施設の利用申請時期や利用方法等は各施設の規則とおりです。

※施設の利用方法等は各施設にお問合せください。

●減額となる施設一覧

種類	施設名
集会・教育文化施設	男女共同参画支援センター
	越谷コミュニティセンター
	中央・北部市民会館
	各地区センター・公民館
	各交流館
	市民活動支援センター
	科学技術体験センター
	あだたら高原少年自然の家
	こしがや能楽堂
	大間野町旧中村家住宅
旧東方村中村家住宅	
児童館コスモス	
スポーツ施設	各市立体育館
	北体育館（庭球場）
	北越谷第五公園（野球場・洋弓場）
	東越谷第二公園（庭球場）
	市民球場
	越谷総合公園（多目的運動場・庭球場）

	越谷流通団地公園（サッカー場）
	千間台第四公園（野球場）
	大杉公園（野球場）
	川柳公園（野球場・庭球場）
	出羽公園（庭球場・相撲場）
	しらこぼと運動公園（競技場・第2競技場・野球場・庭球場・ソフトボール場）
	平方公園（野球場・庭球場）
	緑の森公園越谷市弓道場
公園施設	花田苑
	キャンベルタウン野鳥の森
	アリタキ植物園
駐車場	中央市民会館
	越谷駅東口駐車場（定期利用を除く）
	市立病院
その他	産業雇用支援センター

※県の施設のしらこぼと水上公園、県民健康福祉村は県の減免制度がありますので、各施設へお問合せください。